

答 申

第1 審査会の結論

千葉市人事委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成18年10月5日付け千葉市人事委員会指令第1号により行った「職員団体の登録に関する記録のすべて」に係る部分開示決定及び平成19年5月1日付け千葉市人事委員会指令第1号により当該決定を変更することとした決定のうち、「千葉市職員労働組合登録関係書」中の次の部分を不開示としたことは妥当でなく当該部分を開示すべきであるが、その余の記載部分を不開示としたことは妥当である。

- (1) 同団体が法人登記の手続を行った際の登記簿謄本に記載された代表者の住所並びに代表者以外の役員の氏名及び住所
- (2) (1) を除くほか、代表者の住所並びに代表者以外の役員の氏名及び住所の記載中法人登記簿により確認できる部分（役員に関する選挙結果が既に開示されていることにより、これらの者の氏名を開示するとその者の選挙結果まであわせて開示することとなるものを除く。）

第2 諒問に至る経過

諒問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成18年9月5日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、「職員団体の登録に関する記録のすべて」の開示請求を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を別表1に記載する10件の文書に特定したうえで、平成18年10月5日付けで部分開示決定（以下「原処分」という。）を行い、それぞれ条例第7条第2号（個人情報）及び同条第3号（法人等情報）に該当すると判断した部分について不開示とした。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った前記の部分開示決定を不服として、平成18年12月14日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

4 部分開示決定の変更

実施機関は、平成19年5月1日付けで、平成18年10月5日付けで行った前記の部分開示決定を変更し、千葉市職員労働組合登録関係書ほか3件の文書において不開示とした部分の一部をさらに開示した。

5 諮問

実施機関は、平成19年5月1日付けで、「職員団体の登録に関する記録のすべて」に係る部分開示決定（平成18年10月5日付け千葉市人事委員会指令第1号）及び当該決定を変更することとした決定（平成19年5月1日付け千葉市人事委員会指令第1号）について、条例第19条の規定に基づき、平成19年5月1日付け19千人委第35号により本審査会に諮問した。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、意見書等の提出書類及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年10月5日付け千葉市人事委員会指令第1号による部分開示決定処分の取消しを求めたものである。

2 異議申立ての理由

（1）第7条第2号該当性について

ア 団体の代表者としての公表予定情報である（同号ただし書ア該当性）
不開示とされた情報は、団体の役員、大会議長など団体を代表する者についての情報であり、市民への広報、団体の広報、労働運動、団体を代表しての外部機関での活動など当然に公表を予定されている氏名が含まれている。

イ 職員団体の公益性（同号ただし書ア該当性）

業務専従や職務専念義務免除の権利を行使している職員団体は、権

利行使の的確性について、市民の求めに応じて、その確認に必要な情報を提示しなければならないため、当該職員団体は、開示を当然に予定しているといえる。千葉市職員労働組合の上部団体である自治労千葉県本部のホームページにも千葉市職員労働組合の執行委員4人の氏名が掲載されている。

また、業務専従及び職務専念義務免除の対象とされる情報は、納税者である市民に知る権利がある行為であり、当該情報は開示されるべきである。

ウ 公務員の氏名及び職務に関する事項は公開の対象である（同号ただし書ウ該当性）

千葉市職員である労働組合の役員は、職務を遂行している上での公開の対象である。労働組合役員である千葉市職員は、職務上の上司に対して業務専従及び職務専念義務免除などを請求する職務上の行為を行っているのであるから、当該情報は開示されるべきである。

（2）他の実施機関及び自治体での開示事例について

団体を代表する役員の職氏名などは、公表を予定されている職氏名として、実施機関以外の千葉市の実施機関（市長、教育委員会など）でも開示されており、また、他の自治体においても開示されている。

団体の役員名については、千葉市長、千葉市教育委員会に対し、「職務専念義務免除申請」及び「専従許可願、在籍専従」について情報開示請求を行ったところ、千葉市教職員組合から提出された「教育予算要望回答の会」及び「事務職員部独自要望回答の会」ほかの参加要請についての文書に同組合役員の氏名が所属する職場名とともに記載され、結果として、千葉市教職員組合の役員氏名と職場名が公開されている。

また、千葉県では千葉県教職員組合について、職員団体登録事項変更届の開示において、自宅住所部分を除いた役員名簿が開示されたとともに、役員の選挙結果についても選挙委員長の氏名を除き、役員の得票数も含め開示されている。

（3）開示されていない文書の存在について

開示請求した「職員団体の登録に関する記録のすべて」に対して開示された文書は、職員団体の登録に必要な文書が含まれていないことから、なお開示されていない文書が存在すると思われる。

具体的には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条（職

員団体の登録) 第3項には、「職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、…決定される旨の手続を定め、且つ、現実に、その手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。…」と定め、この確認の手段として通常、団体の年次総会の議案書、総会議事録、予算決算書、団体代表者の選出を示す議事録の提出を求めており、実施機関が開示した公文書にはこれらの情報が含まれていないことから、なお開示されていない文書が存在していると思われる。これらは開示の対象であり、速やかに開示されるべきである。

第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 開示請求に係る公文書について

(1) 職員団体について

地方公務員法第52条第1項の規定によると、「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいうとされている。

(2) 職員団体の登録について

職員団体の登録は、職員団体が一定の要件を備えていること、そして、その職員団体が民主的に組織されていることを、登録機関である実施機関又は公平委員会(以下「実施機関等」という。)が確認し、公証する制度である。

登録の方法としては、地方公務員法第53条の規定において、職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて実施機関等に登録を申請し、申請を受けた実施機関等は、登録を申請した職員団体が同法の規定に適合するものであるときには規約及び申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知することとされている。

この登録の効果として、市当局が登録職員団体の交渉の申し入れに必ずるべき地位に立つこと、登録職員団体は実施機関等に法人となる旨の申出をすることにより法人格が認められること、及び登録職員団体には在籍専従職員を認めることができることの利便が与えられる。

(3) 本件公文書について

本件諮詢に係る公文書は、別表1のとおりであり、これには、実施機関等が、職員団体の登録等の事務を行うに当たり、職員団体から提出された申請書及び届出書並びにその添付書類、さらに実施機関及び公平委員会が作成した文書が含まれている。

2 本件開示請求における公文書を部分開示とした理由について

(1) 第7条第2号該当性について

職員が職員団体に加入することは任意であり、職員団体の活動に参加することは、職員が遂行する職務とは関係のない職員の思想・信条を含む内心が表れる行動・意思表示であって、職員が職員団体に加入していること自体が、法令により保護されるべき個人のプライバシーに関する情報である。

したがって、職員が、職員団体の役員選挙によって役員に選出され、職員団体において役員としての活動を行っているとしても、その活動は、職員の職務遂行に係るものではなく、職員の個人的な思想・信条等に基づく職員の私的な活動として保護されるべきものであり、また、その活動が専ら当局との交渉及び職員団体内部に限られていることから、原則として、その氏名は公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報であり、原則として不開示とされるべきものである。

ただし、役員のうち代表者については、団体の活動に当たり、対外的に団体を代表するものとして氏名を明らかにするのが一般的であることから、また、代表者以外の役員の氏名についても、千葉市職員録や職員団体のホームページに掲載されていることが確認できたもの、及び本件とは別の公文書開示請求に対する決定により開示された一部の役員の氏名については、現に明らかにされているものであることから、同号ただし書アに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるといえるため、その氏名を既に開示しているものである。

(2) 他の実施機関での開示事例について

千葉市長及び千葉市教育委員会が開示した文書は、公務遂行に当たつての基本的な義務である職務専念義務が免除されているかに関するものであるが、本件諮詢に係る文書に記載された情報は、職員の個人的な思想・信条等に基づく私的な活動として保護されるべきものであり、現に開示されていない情報についてまで、「公にすることが予定されている情

報」であるとはいえない。

（3）第7条第3号該当性について

千葉市教職員組合は法人格を有しており、その資産の総額については、法人登記簿により確認することができるものであることからこれを開示したが、その内訳を示す金額については、法人登記簿で確認することもできず、法人の内部管理に属する情報であり、これを開示することにより団体の権利、競争上の地位等を損なうおそれがあることから、不開示としたものである。

3 異議申立人の主張（開示されていない文書の存否）について

職員団体の登録に関する事項は、地方公務員法の規定に基づき、手続、申請書類等について職員団体の登録に関する条例（昭和41年千葉市条例第35号）で規定している。

したがって、職員団体の登録申請の際には、同条例第2条（登録の申請）に規定している、理事その他の役員の氏名、住所及び職名、すべての事務所の所在地及び連合体である職員団体にあっては、その構成団体の名称を記載した申請書に規約を添付して提出させている。

また、申請書には、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が地方公務員法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び結果を証明する書類及び地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織されていることを証明する書類を添付しなければならないと規定しており、様式も「職員団体の登録に関する規則（平成3年人事委員会規則第14号）」に定めているところである。

これら職員団体の登録に関する条例で定めている書類のすべてについて、平成18年10月5日付け部分開示決定に基づき、異議申立人に対し部分開示したところであり、「開示されない文書」は存在していない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 本件公文書及び本件公文書における不開示情報について

（1）本件公文書について

本件請求の対象となった文書は、地方公務員法に定められた職員団体の登録をする際に、登録申請を行う職員団体が実施機関等に提出した書類、及び登録事務に当たり実施機関等が作成した文書のすべてであり、実施機関は、決定の際に、別表1のとおり本件公文書を登録申請のあった職員団体ごとの簿冊別に特定している。

なお、異議申立人は、実施機関が特定した公文書のほかにも特定すべき公文書が存在しているはずであると主張しているため、以下2において開示されていない文書の存否について検討する。

（2）本件公文書における不開示情報について

原処分は前述のとおり一部変更されている。原処分において不開示とした部分の一部をその後変更し開示した処分において、なお不開示とされているのは、対象文書中の以下の項目である。

ア 条例第7条第2号（個人情報）に該当するとしたもの

- ・ 職員団体の代表者の住所並びに代表者以外の役員の氏名及び住所
- ・ 職員団体の規約の採択及び変更、役員改任並びに組織に関する証明書の証明者（選挙管理委員長又はこれに類するもの）の氏名及び印影
- ・ 役員候補者の氏名及び職場名
- ・ 役員選挙の投票結果（信任及び不信任の得票数及び得票率）
- ・ 職員団体の構成員の氏名
- ・ 非常勤職員から構成される職員団体における団体代表者の雇用期間、勤務時間等及び賃金
- ・ 教職員から構成される職員団体における全職員の名簿
- ・ 職員団体の登録を取り消す際に事情聴取をした職員の氏名、役職名及び勤務先

イ 条例第7条第3号（法人等情報）に該当するとしたもの

- ・ 「千葉市教職員組合登録関係書」中の同団体の財産目録のうち、流动資産の普通預金及び定期預金の金額並びに什器備品の単価及び金額

そこで、実施機関がなお不開示としている上記ア及びイの部分について、以下3及び4において不開示情報該当性を検討することとする。

2 開示されていない文書の存否について

職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則で規定された登録事務の概要は、職員団体から登録の申請又は登録内容の変更若し

くは解散の届出を受け、記載内容を確認し、当該申請又は届出内容の登録をした旨又はしない旨の通知、登録の効力停止又は取消しの通知を行うというものである。

したがって、職員団体の登録に当たり、実施機関は、職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則に定められた申請書、届出書、その添付書類等を職員団体から取得するとともに、登録及び当該職員団体への通知の意思決定を行うため、決裁文書及び通知文書を作成することとなり、これらの文書が公文書として保管される。

本審査会において実地に実施機関の文書管理に関する規程、文書管理台帳及び請求対象として特定した公文書の保管状況を確認したところ、請求対象として特定した公文書には、職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則の規定により職員団体から実施機関等に提出された文書及びその添付書類、登録及び職員団体への通知のための決裁文書及び通知文書が含まれており、さらに、職員団体の登録に関する条例上の提出義務はないが、確認のために任意に提出を求めた職員団体の構成員の名簿なども含まれていた。

最終的に、異議申立人が主張している職員団体の議案書、総会議事録等の文書も含め、請求対象として特定していない文書は確認できなかった。

なお、地方公務員法、職員団体の登録に関する条例及び職員団体の登録に関する規則の規定からは、このほかに実施機関等が作成し、又は取得する文書の存在を証し、又は推認させる規定等は確認できない。

以上のことから、実施機関には、請求対象として現に特定した公文書以外に請求の対象として特定されるべき公文書の存在は確認できなかった。

3 条例第7条第2号（個人情報）について

（1）本号の趣旨及び解釈について

本号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としたものである。

その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものについては、例外的に開示することができるとしたものである。

本号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、公にしても、個人の権利利益を侵害しないことが明らかであるか、場合により個人のプラ

イバシーを害するおそれがあるとしても受忍すべき範囲内にとどまると考えられるため、これを保護すべき個人情報から除外することを定めたものである。ここで、「公にされている情報」とは、現に何人でも容易に入手することができる状態に置かれている情報をいい、「公にすることが予定されている情報」とは、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通常公にされるものも含まれる。

また、本号ただし書ウは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、その「職務の遂行の内容に係る部分」とその「職」に関する情報は、職務行為に関する情報と不可分の要素であり、本市の諸活動を説明する責務が全うされるようにするために、これらを明らかにする意義が大きいことから、仮に特定の公務員等個人を識別させることとなつても、開示することを定めたものである。ただし、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる公務員等の「氏名」については、本号ただし書ウによらず、本号ただし書アの規定により開示・不開示の判断を行うこととなる。

なお、本号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定されていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として本号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。そして、法人その他の団体の従業員が職務として行った行為に関する情報は、職務の遂行に関する情報ではあっても、当該行為者個人にとっては自己の社会的活動としての側面を有し、個人のかかわりのあるものであることは否定することはできない。そうすると、上記の職務の遂行に関する情報も、原則として、本号にいう「個人に関する情報」に含まれるというべきである。

もっとも、同条は、本号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、第3号において「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報をそれぞれ異なる類型の情報として不開示理由を規定していることに照らせば、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示理由が他に規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、本号の不開示情報に当たらないと解すべきである。そして、法人等に関する

情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。（最高裁平成10年（行ヒ）第54号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁）。

（2）本号該当性について

実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報（第5の1（2）アに記載）は、すべて特定の個人を識別することができるものであるが、前述のとおり異議申立人が主張する職員団体の代表者を除く役員の氏名、職員団体の規約の採択及び変更、役員改任並びに組織に関する証明書の証明者（選挙管理委員長又はこれに類する者）の氏名に関する情報が、団体の代表者又はこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又は権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報に当たる場合には、本号によらず、専ら4に掲げる条例第7条第3号該当性を検討することとなるため、まずこの点について検討する。

職員団体の役員については、当局との団体交渉において職員団体を代表して交渉に当たることも想定されるが、役員として登録されたすべての者がその後に団体を代表して活動することになるかについてまで登録時に実施機関が把握できるものではなく、また、これらの事実が開示請求に係る公文書の記載から明らかになるものでもない。したがって、実施機関が本号に該当するとして不開示とした職員団体の役員の氏名それ自体が、当該団体の職務として行う行為に関する情報であるとはいえない。

また、規約の採択及び変更、役員改任並びに組織に関する証明を行う者が実施機関等に対し当該証明を行う行為は、団体を代表・代理して行う行為とは認められない。職員団体の議長が団体内部の議事を執り行う行為についても同様である。

したがって、職員団体の代表者以外の役員（役員候補者を含む）、職員団体の規約の採択及び変更、役員改任並びに組織に関する証明書の証明者の氏名については、団体を代表・代理する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報とは認められない。

よって、本号の不開示情報に当たるものとして、以下において本号ただし書該当性について検討することとする。

ア 本号ただし書ア該当性について

（ア）「公にされている情報」について

職員団体のうち3団体は、法人登記されている団体である。登記記録は何人でも容易に入手することができるものであるため、法人登記簿に記載されている情報は、本号ただし書アの「公にされている情報」に該当する。

本市の市政情報室において閲覧に供されている文書に記載された情報及びホームページに記載されている情報のうち、社会通念上容易に検索しうるものについても同旨のことがいえる。

そこで、本審査会において、実施機関が不開示とした情報が現に公にされている情報であるか否かについて、登記事項及びホームページの記載内容を調査したところ、千葉市職員労働組合の閉鎖登記簿において、代表者の氏名及び住所のほか、昭和60年4月から平成元年10月までの間に就任していた役員の氏名及び住所が記載されていることが確認された。閉鎖登記簿に記載されている情報は、その限りにおいて現に公にされている情報であると認められるため、これらの部分に限り、さらに関示すべきであると認められる。

ただし、従前の処分において、役員名及び役員候補者名を不開示としたことにより、これに対応する役員選挙の投票結果（信任及び不信の得票数及び得票率）を既に開示している文書については、これらの者の氏名を開示すると対応する選挙結果まであわせて開示することとなるため、結果として不開示が妥当であると考えられる。

なお、本市の市政情報室において閲覧に供されている文書（千葉市職員録）及びホームページの記載内容も同様に確認したが、現に不開示とされている判断を変更し、さらに開示すべきとする判断の根拠となりうる記載は見受けられなかった。

（イ）「公にすることが予定されている情報」について

異議申立人は、他の実施機関が、職務専念義務の免除に関する公文書開示請求において役員に関する情報を開示したこと、及び職員団体が公益性のある団体であり、業務専従や職務専念義務の免除の権利を行使していることから、役員に関する情報は当然に公にすることが予定されている情報である、と主張しているが、他の実施機関で開示された情報が、そのことをもって直ちに現に公にされている情報であると考えることはできない。また、業務専従や職務専念義務の免除に関する意思決定に関する書類は、他の実施機関が保有しており、それらの情報を得るには、当該他の実施機関に対し別途開示請求を行うことが想定され、異議申立人も現にその方法により情報を得ているものであり、本件公文書に記載

されている情報についてまで、当然に公にすることが予定されていると解することはできない。

なお、異議申立人は、その主張の中で職員団体のホームページ上の記載についても触れているため本審査会において調査したところ、職員団体のうち、千葉市職員労働組合は、団体自身のホームページを作成しており、同ホームページ上で2004年度（平成16年度）以降の役員の氏名を公表していることが確認された。ホームページ上で公表されている情報は、社会通念上容易に検索しうる範囲において既に公にされている情報と考えられる。しかし、そのことをもって公表されていない2003年度以前の情報についてまで直ちに公にされることが予定されていると解することはできない。職員録に登載され市政情報室で閲覧可能であった同団体の役職名の情報についても同様である。

さらに、これらの者の氏名その他の情報が、一般的に、当然に公にすることが予定されている情報であるというべき他の事情も認められない。

したがって、職員団体の役員の情報は、「公にすることが予定されている情報」として開示すべきであるということはできない。

イ 本号ウ該当性について

職員が行う職員団体の活動に関する情報は、職員個人の思想・信条を含む内心が表れる行動又は意思表示であって、職員が遂行する職務と関係があるとはいえない。

異議申立人は、職員団体の役員が業務専従や職務専念義務の免除の権利を行使していることから、納税者である市民には知る権利があると重ねて主張している。しかし、業務専従や職務専念義務の免除に関する意思決定に関する書類は、職務を遂行しないことの承諾にかかわる書類であり、その限りにおいて職務に関する情報であるといえるが、前述のとおり、当該承諾に関する情報は、それを保有している他の実施機関に対する開示請求を行うことにより入手することを条例は想定しているものであって、本件公文書に記載されている情報についてまで、職務に関する情報に含めて開示すべきとまでいうことはできない。

ウ その他

以上のほか、同号により不開示とした第5の1（2）アに記載のその他の項目については、いずれも特定の個人を識別することができるものであって、同号ただし書に該当する事情は認められないため、本号に該当する

ものとして不開示とすることが妥当である。

4 条例第7条第3号（法人等情報）について

（1）本号の趣旨及び解釈について

本号は、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合を除き、不開示とすることとしたものである。

（2）本号ア該当性について

実施機関は、千葉市教職員組合の財産目録のうち、流動資産の普通預金及び定期預金の金額並びに什器備品の単価及び金額について本号アに該当するものとして不開示としている。本審査会としても、財産目録の内訳は、法人の内部管理に属する情報であり、これを開示することにより団体の権利、競争上の地位等を損なうおそれがあると考えられるため、本号アに該当し、不開示とすることが妥当である。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

＜参考＞

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成19年5月2日	諮問書の受理
平成19年5月31日	実施機関から理由説明書を受理
平成19年6月21日	異議申立人から意見書を受理
平成19年7月13日	実施機関から反論書を受理
平成19年8月10日	異議申立人から再反論書を受理
平成19年8月30日	審議（第87回審査会）
平成19年11月7日	異議申立人意見陳述及び審議（第89回審査会）
平成19年12月26日	審議（第90回審査会）
平成20年1月24日	実施機関への実地調査
平成20年2月7日	審議（第91回審査会）
平成20年3月24日	審議（第92回審査会）
平成20年4月30日	審議（第93回審査会）
平成20年6月11日	審議（第94回審査会）

別表1

公文書の件名

- 1 千葉市職員労働組合登録関係書
- 2 千葉市職員労働組合学校支部登録関係書
- 3 千葉市教職員組合登録関係書
- 4 全統一千葉市非常勤職員組合登録関係書
- 5 千葉市保育所非常勤職員連絡会登録関係書
- 6 全千葉市教職員組合登録関係書
- 7 千葉市立稻毛高等学校教職員労働組合登録関係書
- 8 千葉市立千葉高等学校教職員ユニオン登録関係書
- 9 千葉市立千葉高等学校教職員組合・千葉市立稻毛高等学校教職員組合登録関係書（登録取消団体）
- 10 職員団体登録変更関係書